

JETRO ジェトロセミナー

ケニアにおける
新型コロナウイルス関連の法務

2020年6月12日

弁護士 平林 拓人

本ウェビナーのトピック

税法関連の緊急措置

労務対応

就労許可等の手続

2020年税法（改正）法（Tax Laws (Amendment) Act, 2020)

- 2020年4月25日施行（付加価値税法改正に係る一部の規定は同年5月15日に施行）
- 所得税法（Income Tax Act）、2013年付加価値税法（Value Added Tax Act, 2013）、2015年租税手続法（Tax Procedures Act, 2015）、2015年諸費用及び徴収金法（Miscellaneous Fees and Levies Act, 2015）、2015年物品税法（Excise Duty Act, 2015）等を改正

2020年付加価値税（税率改正）令（Value Added Tax (Amendment of the Rate of Tax) Order, 2020)

- 2020年4月1日施行

2020年財政法案（Finance Bill, 2020）

- 2020年7月1日までに成立・施行見込み（所得税法改正に係る規定は2021年1月1日に施行見込み）

法人税

- 法人税率を30%から25%に引下げ。

PAYE

- 各税率区分の拡大による減税。
- 最も高い区分の税率を30%から25%に引下げ。
- 月間の個人控除の額を1,408ケニアシリングから2,400ケニアシリングに引上げ。
- 月間総所得が24,000ケニアシリング以下の低所得者に対するPAYEは100%免税。

売上税

- 売上税（Turnover Tax）の税率を売上高の3%から1%に引下げ。
- 売上税の適用対象を、年間の売上高が100万ケニアシリングを超え、5,000万ケニアシリング以下の居住者に拡大。対象事業者は、所得税・法人税に代えて売上税の納税申請を行うことが可能。

付加価値税

- 付加価値税（VAT）の標準税率を16%から14%に引下げ。
- 感染症拡大時に医療従事者や国民が使用するマスク等の防護用品についてVATを免除。

配当に対する源泉徴収税

- 非居住者株主への配当に係る源泉徴収税の税率を10%から15%に引上げ。
- これまで源泉徴収税が免除されていた、特別経済区企業による非居住者株主への配当についても、15%の源泉徴収税を課税。

法人税免除制度や優遇制度の廃止

- これまで製造業者を対象に適用されていた電気使用料に係る30%の追加控除を廃止。
- 投資家を対象とした所得税法第2表に基づく各種投資控除を減額。
- 非居住者に支払われる再保険料（航空保険に関して支払われる保険料・再保険料を除く）に対して5%の源泉徴収税を課税。
- 非居住者が提供する販売促進、マーケティング、広告および物流（航空および船舶運送ならびに東アフリカ共同体内の加盟国国民による物流を除く）のサービスへの支払について、支払額の20%の源泉徴収税を課税。
- これまで発電事業者に適用されていた補償税（Compensating Tax）の免除制度の廃止（これにより電力会社が未課税所得から支払った配当金に対して補償税が課税）。

付加価値税の各種免除・優遇制度の廃止

これまで付加価値税（VAT）が免除されていた下記の商品・サービス等の供給についてVATを課税。

【商品等】

- 事業の譲渡。
- 特別経済区域外のものも含め、100エーカー以上の工業団地の建設およびインフラ工事に直接的・独占的に使用する商品の購入または輸入。
- 一定規模以上の液化石油ガス貯蔵施設の建設のための商品の国内での購入または輸入。
- 全国送電線網に電力を供給する発電所の建設に直接的・独占的に使用する商品の輸入または購入。
- 地熱、石油、鉱物の探査・探鉱に直接的・独占的に使用する商品の輸入または購入
- バイオガス、ビニール袋バイオガス化装置およびバイオガス製造装置。
- 政府との特別な枠組合意の下で実施されるプロジェクトに直接的・独占的に使用する商品の輸入または国内での購入。

【サービス】

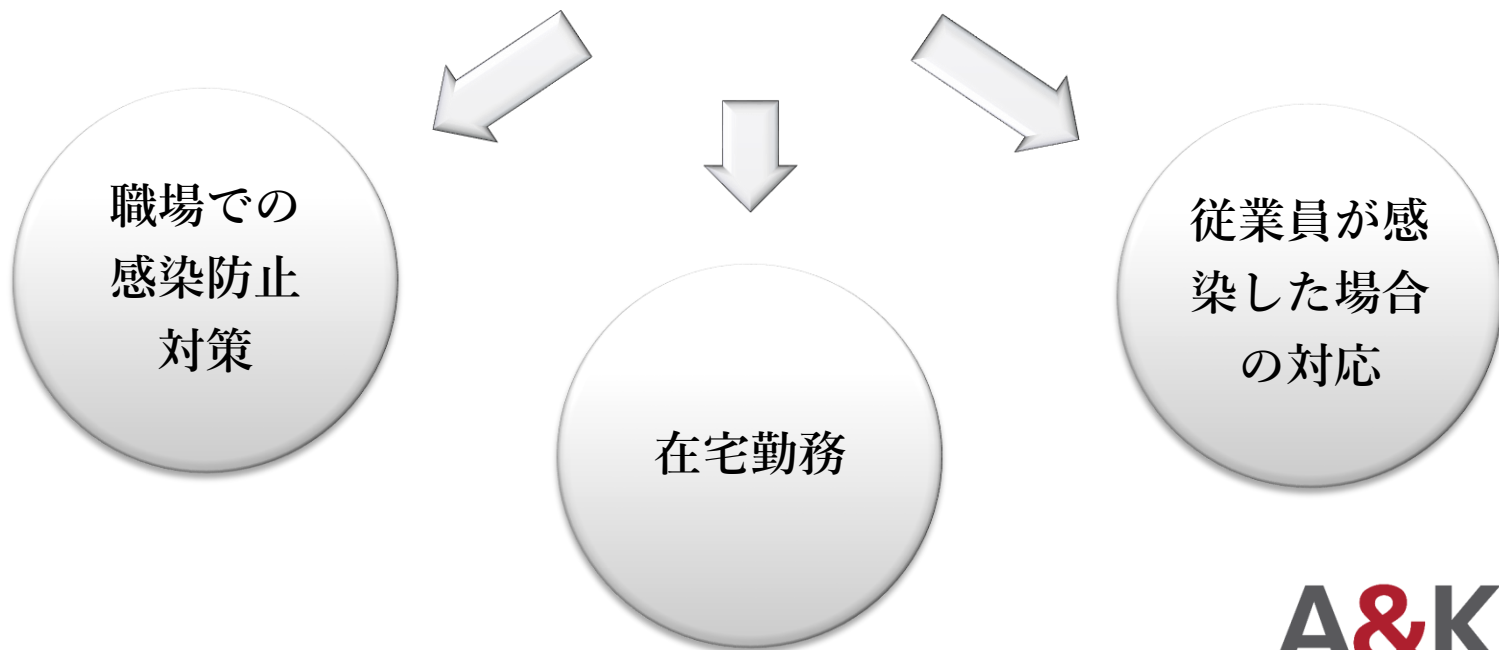
- 保険代理店、保険仲介業者、証券会社のサービス。
- 特別経済区域外のものも含め、100エーカー以上の工業団地の建設およびインフラ工事に直接的・独占的に利用されるサービス。
- 一定規模以上の液化石油ガス貯蔵施設の建設のために国内で購入または輸入されるサービス。
- 不動産投資信託および資産担保証券に係る資産の移転およびその他の関連取引。
- 政府との特別な枠組合意の下で実施されるプロジェクトに直接的・独占的に利用するために輸入または国内で購入されるサービス。

2007年労働安全衛生法
Occupational Safety and Health Act, 2007

- 従業員の就労時の安全、健康および福利を確保する義務

2007年労働災害給付金法
Work Injury Benefits Act, 2007

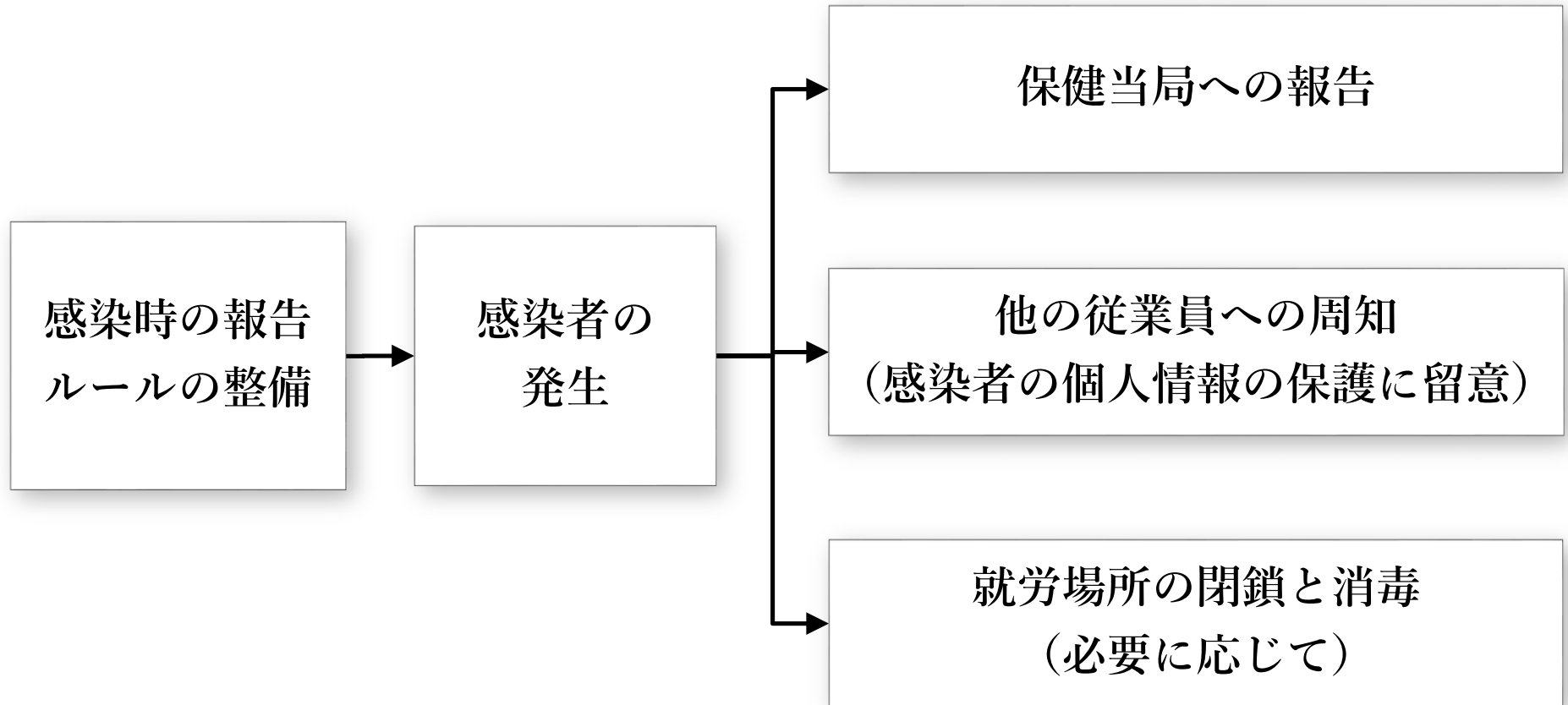
- 業務に関連した従業員の傷病について補償する義務



職場での
感染防止
対策

在宅勤務

従業員が感
染した場合
の対応



2007年雇用法
Employment Act, 2007

- 雇用条件を変更する前に、従業員と協議し、従業員の同意を得なければならない。

対応	手続
勤務時間を短縮する。	賃金の減額を伴う場合は、従業員と協議し、同意を得る必要がある。
休暇とする。	賃金の減額を伴う場合は、従業員と協議し、同意を得る必要がある。年次休暇の取得を要請することは可能だが、強制はできない。
賃金を減額する。	従業員と協議し、同意を得る必要がある。

- ※ 1 いずれも雇用契約書に別段の定めがないかを確認する必要がある。
- ※ 2 各対応の理由と従業員の同意は、書面として記録に残す。

	申請	承認取得	受取	パスポートへの 認証
Work Permit (新規・更新)	○ (※1)	× (審査委員会の再開まで)	× (窓口の再開まで)	× (窓口の再開まで)
Special Pass (新規・更新)	○ (※1)	× (審査委員会の再開まで)	× (窓口の再開まで)	× (窓口の再開まで)
Visitor's Pass (更新)	○	○	○	× (※2)

※1 ウェブサイト (eFNS) を通じて申請後、申請書および添付書類を外国人管理部門 (Foreign Nationals Management Section, Nyayo House) の投函箱に提出。

※2 Visitor's Passの更新承認通知を印刷して所持し、出国時に提示。

弁護士 平林 拓人

TMI総合法律事務所

(Anjarwalla & Khanna LLP出向中)

【連絡先】

Takuto_Hirabayashi@tmi.gr.jp

ht@africalegalnetwork.com